第4章 加東市のめざす方向と施策の取組 —各論一

第4章 加東市のめざす方向と施策の取組 -各論-

基本方針 1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実

基本的方向 (1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援

①体験活動をとおして職業観、勤労観を培う進路指導の充実

めざす方向

職業調べや就業体験等、系統性を<u>重視した</u>進路学習や体験活動をとおして、職業観、勤労観を培うとともに、各発達段階に即して将来を見据えた進路指導を充実させます。

施策の取組

子どもたちが、自己の能力・適性、興味・関心、将来の進路希望等に基づき、自らの意思と 責任において主体的に進路選択し、決定できる能力や態度を育成するため、生徒・保護者に対 し、積極的な情報提供等各学校におけるガイダンス機能を充実します。

- ●高等学校等学校説明会やオープン・ハイスクールへの参加促進
- ●個に応じた進路指導の実施

②家庭や地域と連携した組織的・系統的なキャリア教育の推進

めざす方向

子どもたちが、社会とのつながりの中で自分自身を見つめ、自らの生き方や役割を考えることができるよう、家庭や地域と連携した9年間の系統的なキャリア教育を推進します。

また、防災教育、福祉教育、環境教育との関連を図りながら、家庭や地域と連携し、将来の生き方や社会の中での自分の役割について考えさせる教育を推進します。

施策の取組

夢や目標を持ち具体の計画を立て、その実現に向かって進んでいく力(キャリアプランニング能力)を育成するため、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考えさせる指導を組織的・系統的に推進します。また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や、自ら考え主体的に行動し、問題を解決する能力を育成するため、9年間をとおして、家庭や地域と連携した多様な体験活動等を取り入れたキャリア教育を推進します。

- ■地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業
- ●小中学校「キャリアノート」の活用

基本的方向 (2)グローバル化に対応した教育の推進

①外国人留学生や姉妹都市の学校との交流等による国際理解教育の推進

めざす方向

日本人としての誇りや日本の文化に対する理解をより一層深めるとともに、<u>共生社会の実現</u>に向けた主体性・積極性、異文化理解の精神等の育成を図ります。

施策の取組

外国人留学生や<u>姉妹都市の学校と</u>の交流等、国際理解教育の推進により、外国人と意欲的にコミュニケーションをとろうとする態度や異文化理解の精神の育成を図ります。

●外国人留学生との交流 ●姉妹都市(オリンピア市)の学校との交流

②英語教育の充実

めざす方向

英語によるコミュニケーション能力を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた英語教育を推進します。

施策の取組

英語に慣れ親しむことを中心とした英語活動を、小学校から実施します。中学校においては、市独自の「かとう英語ライセンス制度」、ALTと一緒に英会話だけで活動する「加東わくわく英語村」等を実施し、より実践的な英語力の向上を図ります。また、9年間をとおして外国語指導助手(AL



外国語指導助手による授業

T) とのふれあいや対話、討論等の機会を充実させ、<u>小中一貫した英語教育</u>の充実に取り組みます。

- ●外国語指導助手 (ALT) を活用した授業の実施
- ●小学校での英語活動の実施
- ■「かとう英語ライセンス制度」(市独自のレッスンブックを活用した授業や検定制度)
- ■「加東わくわく英語村」事業(ALTとの交流活動)

③ I C T 機器を活用したプレゼンテーション活動の充実

めざす方向

ICT機器を効果的に活用した授業をとおして、発達段階に応じた情報活用能力をバランスよく育成する取組を行います。

また、児童生徒が正しく安全にインターネットを利用し、トラブルから自分を守ることができるよう、学校・家庭・地域が連携して情報モラル教育を推進します。

施策の取組

「情報活用の実践力」「情報の科学的理解」「情報社会に 参画する態度」を関連させた学習活動を展開し、発達段階 に応じた情報活用能力をバランスよく育成する取組を行い ます。

また、学習参観日等に専門家を招へいし、情報モラルに 関する最新情報の学習をとおして、正しく安全にインター ネットを利用する態度や能力を育成します。

さらに、日常的にICT機器を活用した授業の展開やインターネットを活用した学校間交流が可能となるよう、学校のICT環境を充実させるとともに、研修等をとおして、教員のICT活用能力の向上を図ります。



ICT機器を活用した授業

- ●ICT機器を活用した授業の充実
- ●情報モラル学習の実施
- ■ICT環境の整備・充実
- ●情報教育に関する教員研修の充実

|基本的方向| (3)地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進

①地域人材や地域資産を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施

めざす方向

地域人材や地域資産を活用し郷土の歴史や文化等に触れる「ふるさと学習」の実施をとおして、伝統や文化を尊重し郷土への愛着を深め、よりよい地域社会づくりに向けて主体的に行動できる力を養います。

施策の取組

地域の人、もの、ことを教材化し、新たに副読本として作成するとともに、ふるさと学習 「かとう学」としてカリキュラムに位置づけ、各教科や総合的な学習の時間等、すべての教育 活動で教科横断的に実施し、地域の課題を見つけ、解決しようとする態度や能力を育成しま す。

- ●ふるさと学習「かとう学」のカリキュラムづくり
 ●「かとう学」副読本の作成

●ゲストティーチャーの積極的活用

基本的方向 (4)小中一貫校開校にむけた適切な準備

①小中一貫校開校にむけた児童生徒の交流活動と教職員研修の計画的な実施

めざす方向

児童生徒が小中一貫校での学校生活を円滑にスタートできるよう、開校の準備段階から統合す る小学校間や小中学校間の交流活動を計画的に実施していきます。

また、教育活動の直接的な担い手である教職員一人一人が、その理念やめざす成果をしっかり と理解し、すべての教職員が協働して取り組めるようにしていきます。

施策の取組

平成33年度の小中一貫校の開校に向け、平成28年度より社、滝野、東条の3地域内で各小学 校児童(小小連携)や小・中学生(小中連携)の交流機会を計画的に実施します。

また、過度な負担増に配慮しつつ、小・中学校教職員の意思疎通と共通理解を図る研修機会や 人事配置を計画的、継続的に実施します。

さらに、小中一貫教育カリキュラムを<u>早期に作成し、試行期間を十分に確保することで</u>、児童 生徒及び教職員が円滑に小中一貫校での教育活動に取り組めるよう努めます。

- ●小学校間の児童交流、小中学校間児童生徒交流の計画的な実施
- 計画的、継続的な教職員研修の実施
- ■小中一貫教育カリキュラムの早期作成と試行
- ■個々の教職員の特性(教科・免許等)を生かした小中一貫校への適切な人事配置

②「小中一貫校開校準備委員会」の設置、運営

めざす方向

小中一貫校の教育活動が大きな成果を上げるためには、学校と地域との連携・協力関係を深め、 「地域に根ざした学校づくり」を行うことが不可欠です。そこで、多くの保護者や地域住民の参 画を得ることができる準備組織を立ち上げます。

施策の取組

開校準備を推進する機関として、平成27年度に設置された「小中一貫教育地域推進協議会」 <u>を母体とする、学識経験者等、開校</u>準備に必要な新たな委員を加えた「小中一貫校開校準備委員 会」を設置し、各課題について検討を進めます。

■小中一貫校開校にむけた「小中一貫校開校準備委員会」の設置、運営

基本方針 2. 「生きるカ」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進

|基本的方向| (1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

①効果的な授業形態の展開

めざす方向

確かな学力が確実に身に付くように、指導方法の工夫改善 を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、こ れらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を 育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

施策の取組

小学校での教科担任制や中学校での複数指導の充実を図る とともに、協同的な学習による主体的な学びや少人数学習や 個別指導による基礎基本の習得、グループや学級全体よる思



学習チューター

考力・表現力等を高める学習等、発達段階に応じた効果的な授業形態を展開します。

- ■学力向上プロジェクト委員会
- ●「学習タイム」による漢字・計算等の学力補充
- ■学習チューターの配置
- ●少人数指導、同室複数指導

②家庭学習の習慣化

めざす方向

全国学力・学習状況調査の本市の結果からは、家庭学習の時間・授業の予習や復習等、家庭学 習における課題が見えています。児童の発達段階に応じた家庭学習の在り方について研究し、家 庭学習の充実を推進します。

施策の取組

学習習慣の改善を図るため、長期休業中に学びの場所づくりを実施するとともに、質問や相談 ができる体制づくりとして指導員を配置します。また、学習方法を示した手引きを小中学校で系 統的に整理し、家庭学習の習慣化も含め、主体的に学ぶ子どもを育成します。

■「加東スタディライフ」事業
●「学習の手引き」の作成と活用

③理数教育の充実

めざす方向

全国学力・学習状況調査の本市の結果からは、算数・数学において習得した知識・技能を実生 活に活用する能力に課題が見られます。科学技術の土台となる理科、算数・数学に対する興味・ 関心・知的好奇心等を喚起し、系統性を重視した理数教育を推進します。

施策の取組

小学校高学年からの新学習システムを活用した教科担任制や、専科教員による理数教育の充実、 観察や実験等、理科授業の活性化を図り、教材や設備の充実することで、系統性を重視した理数 教育を推進します。

理数への興味・関心、学習意欲を高めるために、中高連携や大学教員等の外部人材の活用を図 ります。

さらに、科学技術や理科・数学の知識を競う各種大会への積極的な参加を促し、理数教育の充 実・活性化に取り組みます。

- ●小学校高学年での兵庫型教科担任制の実施
- ●観察や実験のための教材・設備の充実
- ●スペシャリスト特別授業やゲストティーチャーを招へいした授業の実施
- ●「数学・理科甲子園ジュニア」への参加促進

④特別支援教育の充実

めざす方向

特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた特別な支援が必要 な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培います。

施策の取組

インクルーシブ教育システム構築を見据えた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに 対応するため、サポートファイルや個別の指導計画等の活用による早期からの一貫した支援、共 に学ぶことで、豊かな人間性を育む交流及び共同学習、保護者支援と啓発研修の充実に取り組み ます。

- ●インクルーシブ教育システムの構築 ■指導補助員(アシスタント・介助員)の配置
- ●就学指導・教育相談の充実
- ●サポートファイル・個別の指導計画等の活用
- ●市民公開講座等による理解促進
- ●学校生活指導教員による通級指導

⑤就学前教育の充実

めざす方向

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園、保 育所、認定こども園において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に 応じた教育・保育の一層の充実を図ります。

施策の取組

幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児が好奇心や探究心を持って活動できるような教育 環境を計画的に整えます。

また、各種の体験活動を充実させ、遊びの創造と個性を のばす表現活動等を一層進めます。

認定こども園の運営開始にあたり、幼稚園教育と保育の 両面のよさを最大限に生かすことで、より質の高い就学前 教育の提供をめざすとともに、家庭・地域と連携した子育 て支援の充実に努めます。

さらに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るた め、幼児と児童の交流や、教職員の合同研修を実施しま す。



- ■幼稚園オープン
- ■合同研修会(幼小、幼保)
- ■未就園児の会
- ●子育て相談、子育て情報の提供
- ●認定こども園の開園に向けた協働体制の構築

基本的方向 (2)自尊感情や思いやりの心の醸成

①発達段階に応じた系統性を重視した体験活動の実施

めざす方向

命を大切にする心や思いやりの心、自尊感情や規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図るため、児童生徒の発達段階に応じた系統性を重視した体験活動を推進します。

施策の取組

学校・家庭・地域の連携のもと、各種の体験活動を実施します。実施にあたって、児童生徒の自主性や協同性を培うことができる学習展開の工夫や、学んだことをその後の生活や学習に生かすための事後指導の工夫に努めます。



トライやる・ウィーク

- ■環境体験事業(小3)
- ■自然学校推進事業(小5)
- ■青少年芸術体験事業~わくわくオーケストラ教室~ (中1)
- ■地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(中2)

②異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施

めざす方向

様々な学年の児童生徒とかかわる機会を充実させ、人と関わる喜び、自己肯定感に基づく自尊感情、思いやりの心を醸成します。

施策の取組

「上級生や下級生と一緒に活動して楽しかった」「〇〇さんのような上級生のようになりたい」 「誰かの役に立って嬉しかった」等の喜びや憧れの気持ち、自己有用感、思いやりの心等を育む ことができるよう、児童生徒の発達段階に応じた様々な交流活動を実施します。

- ■異年齡交流活動
- ●縦割り班活動
- ●ペア学年活動

③家庭や地域と連携した道徳教育の充実

めざす方向

道徳の時間が「特別の教科 道徳」(道徳科)となることを踏まえ、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、学校・家庭・地域が連携した取組をより一層推進します。

施策の取組

家庭や地域の理解や協力を得ながら道徳教育を推進するため、授業参観やオープンスクール等の機会を捉えて道徳の授業を公開したり、「兵庫県版道徳教育副読本」等を家庭で活用する機会を意図的に設定したりします。

さらに、道徳科の全面実施に向け、教員の指導力のより一層の向上を図るため、道徳科の授業 や評価に関する研修を実施します。

- ●「兵庫県版道徳教育副読本」等の家庭での活用
- ●授業参観、オープンスクール等での道徳の授業公開
- ■道徳科に関する研修の実施

基本的方向 (3)心身の健康増進・個性の伸長

①小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実

めざす方向

小中学校教員が日常的に子どもたちを見守り、情報共有することで9年間の一貫した生徒指導 を実践し、生徒指導上の問題の未然防止と早期発見・対応を推進します。

施策の取組

学校の教育活動全体を通じて、<u>児童生徒間の</u>絆づくりを<u>意識した</u>授業づくり・集団づくりにより、豊かな心や人間関係を構築する力を育成します。<u>さらに、</u>日常的に全教員による児童生徒の観察と情報共有を行うとともに、質問紙法を用いた客観的なデータによる児童生徒の内面理解に基づく生徒指導を推進します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応チームが中心となっていじめの未然防止、 早期発見・対応に向け、学校と教育委員会、福祉部等関係機関が連携した組織的な取組を推進し ます。

- ■学級集団アセスメント事業 (hyper-QU、QU)
- ●加東市いじめ防止基本方針 (学校いじめ防止基本方針)
- ■不登校対策委員会(小中連絡会)
- ●ネット見守り隊・青少年の相談体制の充実
- ■加東市ネット見守り隊
- ■北播磨地域ネット見守り隊連絡会

②発達段階に応じた学校行事の実施

めざす方向

地域人材等を活用して、発達段階に<u>応じ系統性を重視した</u>学校行事を実施し、個性や能力の伸 長を図ります。

施策の取組

義務教育9年間を通じて、日常的な異学年交流や縦割り班活動による文化的・体育的行事を計画的に実施するなど、各発達段階に即して児童生徒一人一人の個性や能力を生かす機会を意図的に設定します。

- ■学級、学年、縦割り対抗の各種大会
- 1/2成人式、6年生を送る会(小学校)、3年生を送る会(中学校)等

③運動の習慣化と健康教育・性教育の充実、地域と連携した食育の推進

めざす方向

子どもたちが、自らの健康の保持増進を図り、生涯を通じて主体的に食事、運動、休養及び睡眠等の調和のとれた健康な生活を送るための基礎を培う健康教育を充実します。

地元の特産品を含め地域の産業や自然、食文化への関心や理解を深めさせるため、地域食材を 活用し、家庭や地域住民、高校等と連携した体験学習を取り入れ、食への感謝の心を養います。

施策の取組

生涯にわたって自身の健康を保持増進できるよう、運動の習慣化を図る取組を推進するとともに、保健指導等を通じて健康的な生活を送ろうとする態度や能力を育成します。

一方、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を計画的に実施し、低年齢段階から健康への影響を認識 させ、誘惑に負けない態度を培います。

また、<u>発達段階に応じて、</u>性に関する科学的知識や異性に対する正しい理解を深め、相手の人格を尊重した行動がとれるよう性教育の充実を図ります。

学校給食では、「地産地消」を一層進め、食育推進指定校を中心として、家庭や地域住民、高校等と連携し、各学校において栄養教諭や栄養士を有効活用した食育を推進します。

兵庫県版HACCP(ひょうご食品衛生管理プログラム認定)を受けている学校給食センターにおいては、今後も衛生的で安全な給食の提供に努めていきます。



食育

- ●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育
- ●学校における保健指導
- ●性教育
- ■食育推進校指定事業
- ■「地産地消」の学校給食
- ●学校給食センターでの体験学習

基本方針 3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

基本的方向 (1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

①計画的・継続的な教職員研修の実施

めざす方向

教職員が、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性の伸長・育成を図り、様々な教育課題に 適切に対応できるよう、資質能力の向上に努めます。

施策の取組

教職員が、今日的な教育課題に対応するため、高度な専門的知識と実践的指導力を身につける ため、授業力の向上等教職員の職務内容に応じた各種研修を実施します。

また、小学校の英語をはじめとする外国語活動の一層の充実に向け、教員の資質・能力の向上を図っていきます。

■教職員夏季研修

■シリーズ研修

■hyper-QU 事例検討会

■学校経営研究発表会

■教職員の短期海外研修

■児童生徒の考える力を高める授業実践事業

②保護者や地域住民に開かれた学校づくり

めざす方向

学校の特色や地域の実態を踏まえ、教育活動その他の学校運営について、学校評価システムの 充実を図り、PDCAサイクルによる組織的・継続的な学校運営改善に努めます。

施策の取組

学校評価の結果を踏まえ、学校評議員制度を活用して、学校運営の状況を説明し、保護者や地域住民の意向を学校運営に反映するよう努めます。

●学校評価の実施

●学校評議員制度の活用

③教職員の円滑な職務遂行のための職場環境の整備

めざす方向

教職員が心身共に健康で、子どもと向き合う時間をできるだけ多く確保し、心通い合う学校づくりを推進し、一人一人の教職員が意欲を持って職務に取り組めるハラスメント等のない学校づくりを推進します。

施策の取組

校園長のリーダーシップのもと、校務全般において、教職員一人一人の個性や能力・適性を生かした機動的な学校組織を構築します。

また、校務支援システムや「教職員定時退勤日」、「ノー会議デー」、「ノー部活デー」の完全実施等により教職員の勤務時間適正化を推進し、メンタルヘルスの保持増進に配慮した校内体制の構築やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに努めます。

さらに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のない、一人一人が意欲を持って教育活動にあたることができる教職員相互の協力・協働の職場づくりを推進します。

- ●「教職員定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施
- ●『セクシュアル・ハラスメントのない学校に』(兵庫県教委)等を活用した研修の実施
- 『パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針』(兵庫県教委)の徹底
- ●メンタルヘルスの保持増進に配慮した校内体制等の構築

基本的方向 (2)安全・安心で信頼される学校づくり

①保護者や地域住民を巻き込んだ学校行事の積極的な実施

めざす方向

学校・家庭・地域の連携をより強化するため、保護者や地域住民が積極的に参画できる学校行事等を実施することで信頼される学校づくりを行います。

施策の取組

運動会・体育祭、音楽会や文化祭等の学校行事、ふるさと学習や体験学習等の学習活動への保護者、地域住民の参画を推進します。また、学校オープンの実施、ホームページや学校だより等をとおして、積極的な情報発信に努め、保護者や地域住民が学校行事に参画しやすい雰囲気づくりを行います。

- ■運動会、体育祭、音楽会、文化祭等の学校行事
- ●ふるさと学習、体験学習
- ●ホームページ、学校だよりでの情報発信

②子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れる環境づくり

めざす方向

安全・安心かつ質の高い教育環境の整備に取り組むとともに、災害の発生や不審者の侵入等、 万一の事態に備え、学校・家庭・地域の連携体制の強化を図ります。

施策の取組

避難訓練や防犯訓練など、危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るための研修機会の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携して、引き渡し訓練や学校自主防災組織合同防災訓練等を実施し、子どもたちの安全を守るための取組を推進します。

- ■避難訓練、防犯訓練、防犯教室
- ■教員研修(不審者対応等)

■引き渡し訓練

■学校自主防災組織合同訓練

③学校教育施設や教材等などの教育環境や就学支援の充実

めざす方向

学校施設等については、耐震化への対応や防犯カメラの設置、老朽化する施設や備品の計画的な整備など、安全・安心かつ質の高い教育環境の整備に取り組みます。そして、平成33年開校予定の、小中一貫校の開校に向けた準備を進めます。

教育機器は、定期的にコンピュータ(教育用・校務用)の整備状況を見直し、機能の充実に努めます。また、経済的理由等で、教育を受けることが困難な児童生徒の保護者へ支援を行います。 施策の取組

老朽化した施設の補修工事を計画的に実施し、非構造部材(天井照明など)の耐震化工事、学校トイレの洋式化工事等を行います。

また、<u>電子黒板などの</u> I C T 機器の整備やコンピュータ(教育用・校務用)の更新を計画的に 実施します。

そして、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助や就学奨励などの補助 により教育費の負担軽減を図ります。

- ■小中一貫校の整備 ■学校施設の補修、改修工事 ■ITC機器の整備、更新
- ■就学援助や就学奨励の補助事業

基本的方向 (3)子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり

①学校・家庭・地域と社会教育関係機関が一体となった環境づくり

めざす方向

子どもたちが地域の中で多様な学びと交流による経験豊かな成長がかなえられるよう、効果的 な学校支援活動を行うことなど地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりに取り組にます。学習 支援活動、部活動の指導、子どもの安全確保、学校行事の運営支援等の学校の教育活動に地域住 民が参画する取組を推進します。

施策の取組

地域住民が様々な経験や特技を生かして、授業や部活動など学校の教育活動を支援する取組 を一層進めます。また、学校や通学路、地域における子どもたちの安全確保について、今後も広 範な人々の参画を得た取組を進めるとともに、通学路安全推進プログラムにより地域、保護者、 学校、警察、道路管理者等が連携して対策を実施します。

- ■いきいき学校応援事業
- ■子ども見守り隊・青色パトロールカー
- ■部活動指導補助員

②子どもと子育て家庭を支える仕組みづくり

めざす方向

子どもと子育て家庭を支え、子どもの成長をあたたかく見守り応援する取組を推進します。

施策の取組

安心して子育てができる環境づくりのため、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設や子育 て支援サービスの充実を図ります。

- ■認定こども園の整備 ●子育てサークル等が行う子育で講演会・教育講演会等の支援
- ■就学援助事業
- ●虐待防止対策

基本的方向 (4)家庭の教育力の向上

①親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくり

めざす方向

家庭教育は、すべての教育の原点であり、保護者の主体性を尊重しつつ、親が親として成長す るための学びの場を提供するなど、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりを推進 します。

施策の取組

親が親として成長するための学びの場として、子どもとの関わり、子どもの生活習慣づくり、 保護者同士の交流等の機会や情報提供、相談窓口の開設等を推進します。

また、地域の人たちが気軽に子育ての応援や保護者の相談にのることができる環境を整備しま す。

さらに、子育て支援団体や機関相互の連携強化によるネットワーク活動の充実など、地域ぐるみ の子育て支援を推進します。

- ●スクールカウンセラーによるメンタルヘルス相談 ■市民公開講座の実施
- ●青少年センターによる問題行動等の相談

基本方針 4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

基本的方向 (1)生涯を通じた学びの機会・場の提供

①各年代に応じた学習、施策の取組

めざす方向

超高齢社会となっていくこれからの時代を見据え、社会に 参加・貢献する新たな高齢者学習及び、仕事に追われ生涯学習 に距離を置く市民を引き付けることができる魅力ある新たな 成人学習の方策を検討し、積極的に取り組みます。

施策の取組

各年代に応じた学習や施策を展開するとともに、利用の少 ない青年・壮年世代の人たちのニーズに応じた講座を計画し、 参加者の増加に取り組みます。



高齢者大学

- ■高齢者大学等の講座や各種サークル活動の実施・支援
- ■成人学習講座の開催

②社会教育関係団体の支援

めざす方向

青年団活動が衰退し、婦人会活動の組織力が低下傾向にある中、地域の社会教育関係団体に特 色ある活動を提案し、自立した力強い団体を育成し支援します。

施策の取組

社会教育関係団体の活動を支援し、新たな活動シーンを共に考えます。

■連合婦人会や連合PTA等、各種社会教育関係団体活動への支援

③芸術・文化活動の振興

めざす方向

地域における次代の人材育成や文化水準の向上を願 い、芸術・文化が身近なものに感じられるよう、また、気 軽に芸術・文化の学習ができるように、活動と発表、そ して鑑賞の機会と場を提供していきます。

施策の取組

多くの市民が、芸術・文化に対し深い興味や<mark>関心が持</mark> てるよう、積極的に事業を展開します。



文化連盟祭 作品展示

■公募美術展や文化芸能公演鑑賞事業

④芸術・文化団体の支援

めざす方向

地域文化を支える市内の文化団体を積極的に支援し、個人はもとより地域全体の文化意識の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

施策の取組

芸術・文化を愛する個人やグループが地域の中で活躍・研さんできるよう、<u>文化連盟加入活動</u> 団体等を支援します。

■加東市文化連盟や加東市美術協会への支援

基本的方向 (2)文化財保護の推進と活用

①文化財の保護・発掘及び活用

めざす方向

オンリーワンである地域の伝統・文化、文化財を保護するとともに、貴重な地域資産として地域文化の向上に活用していきます。

施策の取組

地域全体で伝統文化が保護できるよう、それぞれの知名度を高め、新たな保護・活用事業の展 開を図ります。

- ■出前講座等、文化財保護対策事業
- ■加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家旧尾崎家の活用や運営

基本的方向 (3)生涯スポーツの普及と振興

①生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援

めざす方向

市民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、安全・安心な施設整備とともに、多種にわたる数多くのスポーツの機会を市民に提供します。

また、スポーツをとおして市民相互の理解や親睦が深められるよう、地区対抗や異世代交流の大会も積極的に 実施します。



グラウンドゴルフ

施策の取組

多くの市民が興味を持ち、誰もが気軽に参加できるよう工夫した取組を推進します。

- ■ふれあい球技大会等のコミュニティ促進事業
- ■三世代ゲートボール大会等の異世代交流事業
- ■地区親善ソフトボール大会等の地区交流事業
- ■マラソン大会等の専門技術向上事業

②スポーツ団体の支援

めざす方向

スポーツ活動を通じてスポーツ文化の向上に貢献する団体や個人を支援・表彰することにより、 市民のスポーツへの意識向上を促進し、市民それぞれの生きがいの創造を図ります。

施策の取組

市民の健康増進と体力向上に努め、スポーツに対する意欲・関心を高めていきます。

- ■加東市体育協会、スポーツクラブ 21 活動等への支援
- ■スポーツ賞賜金(表彰)

基本的方向 (4)社会教育・体育関係施設の管理・運営

①社会教育・体育関係施設の管理・運営

めざす方向

施設の効率的な管理・運営や有効利用を考え、市民が快適に利用出来るように努めます。

施策の取組

社会教育・体育関係施設を、安全・安心な施設として市民に提供し、公平、適正な利用を促進します。

■施設の管理・運営

|基本的方向| (5)市立図書館の充実

①資料提供・情報提供の充実

めざす方向

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった生活要求に<u>応えるため、資料及び情報</u>の提供に努めます。

市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の利用傾向を把握し、暮らしを高める図書館サービスを展開します。

施策の取組

図書館資料の中心となる図書や、<u>郷土資料の充実を</u>図るとともに、市民が読みたい資料の予約 サービスや、積極的な資料案内の充実を図ります。

また、それぞれの発達段階に応じた図書の確保に努めるとともに、小中学校の学校図書館と緊密な連携、協力を保ち、子どもたちが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。

そして、4館から3館体制になった場合でも、利用しやすい図書館となるように努めます。

- ●充実した資料貸出の実施
- ●充実した予約サービスの実施(ウェブ予約)
- ●学校への団体貸出の実施

②魅力ある蔵書の整備・充実

めざす方向

資料提供が市民に役立ち豊かなものにするためには、継続した魅力ある資料の収集が必要です。 利用傾向に応じた図書や予約資料の購入を行い、魅力ある蔵書の確保に努めます。

また、いきいきとした市民の暮らしは、自らの地域の情報を知ることから始まります。 加東市や地域に関する資料を積極的に収集し、地域の情報に責任が持てるよう努めます。

施策の取組

市民の暮らしに生きる資料や、<u>図書を積極的に収集し、</u>新鮮で魅力ある蔵書の確保に努めます。 また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集し、郷土行政資料の充実に努めます。

- ■図書の購入 ■予約資料の購入
- ■郷土資料の購入
- ■雑誌スポンサー制度(雑誌のスポンサーを募集し、雑誌の充実を図る)による購入

③図書館利用の推進

めざす方向

市民に本との出会いや読書に親しめる機会を提供し、また、自ら学びたいといった市民の要求に応え、支援するよう 努めます。



絵本のお話し会

施策の取組

子どもに読書の輪を広げたり、市民の自己学習を支援したりする活動を展開します。

また、分類をこえて、季節や行事・世の中の出来事などをテーマにした特別展示コーナーの設置など、情報提供する場、市民の憩いの場としての施設活用を検討していきます。

- ●おとどけ図書館(市立9小学校へ図書を届ける)
- ●お出かけ図書館(図書館の見学とカードを作って図書を借りる体験を提供)
- ●絵本のお話し会
- ●はじめてであう絵本(保健センターと連携し、4ヶ月児健診時にその保護者と4ヶ月児 に、絵本の意義や絵本の読み聞かせ)の実施
- ●会議室を学習室として使用するなどの施設活用

基本方針 5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

基本的方向 (1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発 *「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」より

①人権教育・啓発の推進

めざす方向

市民一人一人が、自他の人権について正しく理解し、互い の異なる考え方、生き方、価値観などを尊重し、人権を認め 合う共生社会を築くため、同和問題をはじめ、女性、子ども、 高齢者、障がいのある人、外国人等の人権にかかわる課題の 解決に向けて、学校・家庭・職場・地域など社会のあらゆる 場を通じて人権教育・啓発を推進します。



人権啓発講演会

施策の取組

市民が日常生活の中で、人権を尊重することを自然に考え、行動できる感覚を身につけられる よう、学校・家庭・職場・地域における人権に関する学習を一層充実させるよう取り組み、各自 治会等で実施している地区住民学習が、身近にある人権に気づいたり、自らの問題であることに 気づいたり、理解が深まる場となるよう支援します。

市職員及び教職員・保育関係者、医療・保健関係者等を対象にした研修の充実を図ります。 また、幼児を対象に「思いやり」や「いたわり」の心をはぐくむ教育や、小中学校においては 講演会を開催し児童生徒を対象とした人権尊重のための教育に取り組みます。

- ■人権啓発講演会
- ■人権教育スキルアップ講座
- ■人権の花運動
- ■テレビ企画番組「夢きらめいて」の放送 ■インターネットモニタリング
- ■小中学校人権教育講演会

- ■人権を考える市民のつどい
- ■地域に学ぶ体験学習支援事業
- ■各種啓発展示(人権週間等)
- ●幼児期における人権教育の推進

②人権尊重の視点に立った行政の推進

めざす方向

人権教育・啓発の推進にあたっては、従来の縦割り行政システムではなく、一体的に機能する よう組織間の連携を図り、教育事業や啓発事業が、市民にわかりやすく、参加しやすいものとな るよう「人権施策推進連絡会議」を中心に、各部署の緊密な連携を図るとともに、情報の交換や 共有を行い、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。

施策の取組

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権施策推進連絡会議」を中心に、全 庁体制で適切な進行管理に努めます。

■人権施策推進連絡会議

③人権教育の学習資料の提供

めざす方向

人権についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、人権関係の諸機関と連携し、研修講 師、教材など、人権教育に関する情報を収集・整理し、様々な人権問題の理解や課題解決の参考 となる資料や学習教材を提供します。また、これらを生かした効果的な市民人権学習会を推進し ます。

施策の取組

現在の地区住民学習の実績データを分析・検証し、身近にある人権課題に応じた学習方法や家 庭内の子ども、女性、高齢者等にかかわる人権課題について話し合いができるよう、ケーブルテ レビ、情報紙や啓発パンフレットなどにより情報を提供します。

- ■情報紙「夢きらめいて」発行
- ■人権啓発用ビデオ「こころの窓」制作
- ●同和問題啓発資料「ふるさと」の活用 ●人権啓発ビデオライブラリの構築

④人権教育指導者の充実

めざす方向

地区住民学習や各種団体の人権学習会などの充実を図るため、講師登録制度を創設します。 また、地域に密着した自主的な人権教育が効果的に推進されるよう、身近なリーダーの育成を 図ります。

施策の取組

市民主体の自主的な学習活動の定着に向け、市民人権講座をとおして、地域リーダーの育成を 図るとともに、人権についての多様な実践と理論を備えた市民を、人権教育指導者として講師登 録を進めます。

●講師登録制度の充実に向けた取組

⑤各種団体の人権学習への支援

めざす方向

市人権・同和教育研究協議会活動(学校教育部会・住民学習部会・団体別研修部会)及び、市 企業人権教育協議会活動(社員研修会等)の主体的・自主的な人権教育の取組を支援し、それぞ れの課題に応じた情報や学習機会を提供します。

施策の取組

市人権・同和教育研究協議会を支援し、生きがいと幸せを築きあう人間尊重のまちをめざして、 同和問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れる様々な人権問題を明らかにしな がら、人権・同和教育の充実を図ります。

また、市企業人権教育協議会の活動を支援することにより、企業経営者、社員などを対象とし た研修会を開催し、豊かな人権感覚を培い、具体的実践に努めます。

- ■市民人権講座の開講
- ■市人権・同和教育研究協議会事業(地区住民学習会、リーダー研修会、学校等公開授業、 団体別研修、人権出前講座)
- ■市企業人権教育協議会事業(企業経営者研修、社員研修会)

⑥相談支援体制の充実

めざす方向

人権侵害を受けているまたは受けるおそれのある市民が、安心して相談できる環境づくりと相 談窓口の充実を図ります。

また、関係機関との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。

施策の取組

子どもや高齢者に対する虐待、DV、子どもの養育放棄など、家庭の中で起きる様々な人権問 題に対する相談や支援機能充実に努めます。

また、インターネットを悪用した人権侵害に対する相談の充実にも努めます。

- ●人権擁護委員活動
- ■インターネット人権トラブル相談事業
- ■広域隣保活動事業

|基本的方向| (2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり

*「第2次加東市男女共同参画プラン」より

①人権尊重と男女共同参画の意識づくり

めざす方向

人権尊重のまちづくりを進め、ドメスティック・バイオ レンス (配偶者等からの暴力)、児童虐待、高齢者虐待、障 がい者虐待、セクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる 暴力を根絶するとともに、社会における制度・慣行の見直 しを図り、男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学 習活動をとおして、学校・家庭・職場・地域などで意識づ くりの向上を図り、男女共同参画を推進します。



男女共同参画セミナー

施策の取組

すべての市民の人権意識を高めるとともに、セクシュアル・ハラスメントなどの防止の啓発や 研修会などを充実させます。

また、広報紙、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを有効に活用し、男女共同参 画社会に向けた広報、意識啓発を進めます。

■男女共同参画セミナー ●啓発用ビデオの活用

②あらゆる分野へ参画できる機会づくり

めざす方向

活力ある社会・経済を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、あらゆる 場面において男女双方の視点を取り入れていくことが重要です。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映され、新たな視点や発想 が取り入れられるよう、市の各種審議会や管理職への女性の登用を促進するとともに、地域や職 場におけるリーダーへの女性の積極的な登用などを働きかけ、政策・方針決定の場における男女 共同参画を推進します。

施策の取組

女性の人材育成に努め、女性が意欲をもって活躍できる機会の充実を図りながら、女性の活動 や女性団体の支援を行います。

また、女性委員のいない審議会等の解消をめざすとともに、女性の積極的な登用を進めます。

●女性各種団体の支援

●審議会等への女性登用の促進

③男女がともに豊かに働ける環境づくり

めざす方向

市民一人一人が、性別や年齢に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択できることが必要です。 従来の仕事中心の意識や生き方から、仕事・家庭生活・地域活動をバランスよく選択、実現できるような環境づくりとともに、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に発揮できる職場づくりを推進します。

施策の取組

男女雇用機会均等法の周知や、固定的な性別役割意識の解消などの意識啓発を行い、均等な雇用機会と待遇の確保と再就職や起業をはじめ、新たな分野やさらなる活躍をめざす女性の支援を進めます。

●男女の均等な雇用機会と待遇の確保

●ワーク・ライフ・バランスの啓発

④だれもが安心して暮らせる地域づくり

めざす方向

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。

しかし、高齢化の進展、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等様々な変化が生じ、地域のつながりが希薄化するなど、地域における課題も多様化しています。

男女が共に地域活動等に参加・参画することで地域力が高まり、活力ある地域社会となります。 いきいきとした地域社会において、男女の生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、だれ もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

施策の取組

子どもたちが多様な生き方への理解を深め、性別役割分担意識にとらわれないために、家庭と地域が連携し、親をはじめ、子育てに関わるすべての人たちの学習を進めるとともに、男子育てグループの育成や支援します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人が共に助け合い、支え合う福祉のまちづくりを進めます。

●社会福祉協議会、健康福祉事務所、保健センター、児童館等との連携

用語の説明

語の説明	I	
用語	ページ	説明
ICT教育	11、26 32、35 43	情報通信技術(ICT)を教育方法のひとつとして利・活用した教育
インクルーシブ教育	38	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して,子ども 一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行う教 育
ALT	35	日本人の教員の助手として、中学校の英語や小学校の外国語 活動などの授業を行う外国語指導助手
<u>LD、ADHD</u>	11,38	LDとは学習障害(Learning Disabilities)のこと。基本的には全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推測する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。ADHDとは注意欠陥多動性障害(Attention Deficit Hyperactivity Disorder)のこと。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び(または)衝動性、多動性を特徴とする障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすも
加東スタディライフ	11,37	の。 教員 OB や教員を志望する大学生等を指導員(指導補助員) として、夏季・冬季休業中にそれぞれ小学校 5・6 年生、中 学校3年生を対象に、各学校施設を活用して設ける自主学習 室
学習チューター	11,37	教員を志望する教育大学生や大学院生による学習支援ボラン ティア
学校オープン	13, 43	各学校において保護者や地域住民に授業の参観や、学校行事 等への参加をとおして学校教育活動について周知を図る機会
新学習システム	11,37	小学校 1~4 年生での 35 人学級編成や 5・6 年生での「兵庫型教科担任制」、少人数授業や同室複数指導(TT)等「個に応じた指導」の充実を図ることを目的とした事業
小小連携教育または、小 中連携教育	12, 35 36	小・小学校または、小・中学校が互いに、情報交換や交流を 行うことを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続 をめざす教育
小中一貫教育	21, 26 28, 34 35, 36	小中学校がめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を通じ た教育課程を編成し、系統性・連続性を重視した教育をめざ す教育
人権感覚	30 、 49 50	人権に対する感じ方。意識をして頭で人権を理解するのでは なく、感覚として体で人権を感じること。
自己肯定感、自己有用感	12,39	自己肯定感とは「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」など自己に対して肯定的な評価を抱いている状態(感覚、感情など) 自己有用感とは、「他人の役に立った」「他人に喜んでもらえた」など自分の存在を価値ある者として受け止める感覚。相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」等の語とは異なる。

用語	ページ	説明
スクールカウンセラー	13、44	児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行うため各学校に配置されている専門家
全国学力•学習状況調査	11、37	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査
全国体力·運動能力、運動習慣等調査	12	子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査
セクシュアル・ハラスメ ント	42、51	「性的いやがらせ」という意味。略してセクハラと言われています。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。
地域資産	26 、 35 46	歴史、文化、伝統、特産物等、その地域に存在する教育的価値を有する有形物及び無形物
ドメスティック・バイオ レンス	51	略してDVと言われています。多くの場合、夫や恋人などのパートナーから、「なぐる、ける、ものを投げつけるなどの身体的暴力」や「レイプなどの性的暴力」、「口汚くののしる、おどす、何を言っても無視するなどの精神的暴力」、「生活費を渡さないなどの経済的暴力」、「実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する社会的暴力」を受けることをいいます。被害者が男性の場合もあります。恋人同士など、親密な関係にある若者の間の暴力のことはデートDVと言われています。
認定こども園	27、38 44	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)や 地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能) を備える施設
地産地消	41	地域で生産された農産物をその地域で消費すること
兵庫県版HACCP	41	食品の安全・安心を確保するシステムとして、HACCPの概念や食品ごとの履歴情報(生産環境、製造工程、流通状況、調理過程等)管理等を取り入れた認定基準を設定し、この基準をクリアしたプログラムを知事が認定する兵庫県独自の制度